昭和54年10月1日
第3種郵便物認可
名古屋手をつなぐ　No.528　(5月号)
毎月1回10日発行
令和2年5月10日
頒価　一部100円

名古屋手をつなぐ

〒456-0031
名古屋市熱田区神宮四丁目４番５号
☎　０５２(６７１)６２１１(代)
ＦＡＸ　０５２(６７１)６２１４

社会福祉法人
名古屋手をつなぐ育成会　印刷・発行
発行責任者　理事長　山嵜　梅治
ホームページ　URL　https://nagoyaikuseikai.or.jp/

「ぼくの好きなこと　２」

新型コロナウイルス感染症拡大と名古屋手をつなぐ育成会の取り組み

社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会
理事長　山嵜　梅治

全国に新型コロナウイルスが感染拡大し、愛知県では５月１３日現在５０４人の感染者があり亡くなられた方も34人との報道に不安な日々が続いています。新型ということでワクチンも特効薬もないため、人と人との接触を避けることが一番の対策として国は『密閉』『密集』『密接』をまとめて【三密】の回避を呼び掛けましたが、それ以後も感染者が右肩上がりに増え続けました。４月２７日全国に【緊急事態宣言】の発出があり、全国民が『自粛生活』に入ることになりました。新年度になっても新規感染者数の減少はゆるやかで『必要不可欠』でない限り外出自粛を守りながらの生活が続いております。

この状態下で、当育成会の運営サポートセンターbeing及び福祉サービス事業については、名古屋市さんから休業要請等があった事業に関しては休業や縮小をし、細心の注意を払いながら、健康第一にしてサービス提供を行っています。

活動については、会長会はじめ支部対策部会、学習部会の開催の中止をさせていただき会員の皆さまには大変ご迷惑をおかけしています。

ふれあい教室、重度在宅児・者研修事業、青年教室等開催を【延期】にさせていただいています。開催は、国や県、市の動向を見て安全確保が出来ると判断しての決定になります。

この状況の中、１６区支部・運営施設支部に於かれましても定期総会の開催が出来ず大変残念な思いをされた事でしょう。当会法人としても支部総会には臨席させていただくことで、支部会員の皆さまとお会いし共に活動の息吹を感じる機会としていますが、今年に関しては残念におもいます。

国は５月14日一部の県を除いて39県の【緊急事態宣言】の解除の決定をする予定です。

解除になっても感染拡大が収まったわけではなく、すぐに以前の日常に戻ることはまだできませんが、必ずあるといわれている第二波が防止できるように、皆さまと健康に注意しながら【新しい生活様式】に取り組んでまいりましょう。

長らく休校していた学校も、ようやく新学期が段階をおって始まりそうです。早くのびのびとした学校生活が送れますよう祈ります。

第６７回社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会大会
名古屋市知的障害者福祉大会は中止となりました

会員の皆さまには、令和２年７月５日（日）に上記大会の開催をお知らせしていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、「緊急事態宣言」下で、名古屋市と協議を続けてきました結果、感染症拡大防止と参加される皆様の感染防止のため、今回は中止と決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当法人の令和元年度事業報告、令和２年度事業計画につきましては大会誌を配付いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、大会決議及び本人決議宣言につきましても大会誌に添えて配布させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

誠に残念ですが、名古屋市知的障害者福祉大会の中止に伴い、名古屋市は、表彰状を６月末ごろ発送し、受賞者の発表に替えるとのことです。育成会関係の受賞者については、会報「てをつなぐ」７月号にて、発表させていただきます。

大会誌の配布の方法につきましては、改めて、６月の会長会でお知らせいたします。

配布は７月５日以降の予定です。

不織布マスクと加湿器のご寄贈　　ありがとうございました

令和２年４月３０日、新型コロナウイルス感染症拡大により感染症予防のためのマスクが非常に品不足の折、育成会運営施設で利用してくださいとマスク５００枚をご寄贈いただきました。

また５月１４日、加湿器１台のご寄贈がありました。心から感謝申し上げ厚くお礼申し上げます。

（株）北見式賃金研究所所長の北見昌朗様は約３０年余に亘り福祉関係の現場に心を寄せられ、何かとご支援をされているとうかがっています。

ご寄贈の品は、私ども育成会で有効につかわせていただきます。本当に有り難うございました。

サポートセンターbeingあつた開所４０周年を迎えて

（社福）名古屋手をつなぐ育成会
サポートセンターbeingあつた　管理者　武田弘一

（社福）名古屋手をつなぐ育成会サポートセンターbeingあつたは、昭和５６年４月１日に育成会福祉会館２階に開所してから４０年目を迎えました。

４０年という歳月のなかで、法人本部はじめ利用者、保護者、職員、支援者、地域の方々はじめ多くの方々が築かれ、積み上げられた歴史には重みがあり誠に意義深いものがあります。この間支えていただきました多くの皆様方に心より感謝申し上げます。

さて、サポートセンターbeingあつた（開所時はあつた授産所）は、前身の昭和区にありました白金訓練室を発展的解消し、熱田区で最初の認可授産所として「親の会運動」の活動の拠点として、育成会福祉会館（開所時は親の会会館）の２階に開所いたしました（定員３５名）。

開所当時の様子は育成会福祉会館３階の倉庫にある写真からうかがい知ることができます。ステッチャーを使用した段ボール箱づくり、ミシンを使用した縫製品の作製、タッピング、フックボルトセットなどの作業を中心に日中活動を展開していました。

翌年には定員を４０名に増員し（現在は定員３５名）、平成１８年１０月からは指定短期入所事業、平成２２年４月からは送迎サービスを開始しました。平成２２年４月１日には、愛知県障害者自立支援基盤整備事業による、バリアフリーを主眼とした全面改修工事が竣工し、指定障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続支援Ｂ型）の多機能事業所へ事業移行しました（現在は生活介護事業所）。平成２４年４月からは、福祉避難所指定、また名称を『あつた授産所』から『サポートセンターbeingあつた』へと変更いたしました。また、昨年度から環境整備として事業所内照明設備のＬＥＤ化工事、１階東側入口の自動扉工事、厨房の全面改修工事も終了しました。引き続き計画的に事業所内の快適な環境を整えていきます。

４０周年の節目にあたり、知的に障害のある方々の「地域での安全・安心のある普通の暮らし」推進のため、差別のない地域・社会づくりの基盤を築き、これからも皆様に愛される事業所づくりに努めてまいります。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

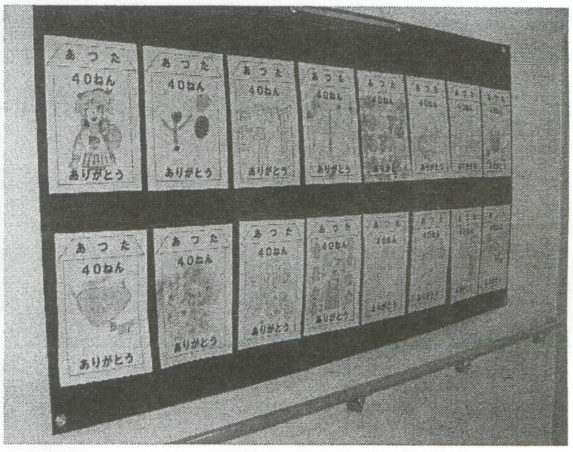

全日本手をつなぐ育成会連合会は、令和2年4月1日付で、一般社会福祉法人格を取得しました

一般社団法人格取得のごあいさつ

全国の手をつなぐ育成会・親の会の皆さま、育成会活動を応援してくださる皆さまへご挨拶申し上げます。本会は、令和２年４月１日付けで一般社団法人格を取得し、「一般社団法人　全国手をつなぐ育成会連合会」として新たなスタートを切りました。

法人格取得に至るまでの間には、皆さまに多大なるお力添えを賜りました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

私たち育成会の運動の成果もあって、この30年は知的障害者福祉が大きく前進した時期となりました。障害福祉サービス、障害者雇用、特別支援教育、そして虐待防止や差別解消、意思決定支援や選挙権回復などの権利擁護、そしてアール・ブリュットをはじめとする文化芸術活動といった取り組みが進められました。しかし、こうした法制度の改善も、各地域で実際に活用されていなければ意味がありません。新しくできた法律や制度を広くお伝えし、活用できるように支援することも、全国手をつなぐ育成会連合会の役割と考えております。どうぞ、機関誌『手をつなぐ』を広くご活用ください。

他方で、改善すべき課題も数多く残されています。

障害基礎年金の改善、一向に減らない障害者虐待や差別の解消、真に使いやすい成年後見制度の利用促進、地域生活を支える福祉サービスの拡充、強制不妊手術問題の解決、そして津久井やまゆり園事件を受けた共生社会の実現ーー。こうした課題の改善に向けて、全国で10万人の会員数を擁する55の正会員からの声を集め、国や関係機関へ働きかけ、知的障害者福祉の向上を目指します。
育成会活動の基本は、全国それぞれの地域における知的障害のある人と家族の幸せです。

全国手をつなぐ育成会連合会は、役職員一同、そのために精一杯取り組んでまいります。

皆さまの末永いご支援とご協力を、心からお願い申し上げます。

令和２年４月１日

一般社団法人　全国手をつなぐ育成会連合会
代表理事　久保　厚子

全育連は、令和2年5月8日、新型コロナウイルス感染拡大に伴い関係各省へ緊急要望を提出しました

- 厚生労働省障害福祉課宛
  厚生労働大臣 加藤　勝信様

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会長　久保　厚子

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要望

日ごろから、本会の活動へご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。　さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大に伴い、 全国へ緊急事態宣言が発令されたことを受け、本会にもさまざまな不安の声が寄せられております。また、過日決定された「特別定額給付金」についても、たとえば単身生活 する知的障害者が適切に申請、受給することができるかどうか、懸念さ

れるところです。

つきましては、次のとおり本会からの緊急要望を提出いたしますので、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。なお、新型コロナについては未曽有の事態であることを踏まえ、すべての事項について完全に履行することを求めるものではなく、知 的障害児者向けの対応方策の検討を本会や関係団体とともに考えていただきたい趣旨 であることを申し添えます。

記

1. 自宅待機が続くことによる疲弊状況への家族支援（孤立化防止） 緊急事態宣言発令後は、可能な限りサービス利用を自粛する方向が出されており、本 会としても国難に際して最大限の協力をしていますが、突然の予定変更や環境変化で混乱する本人と、本人を支える家族の疲弊は限界に近づいています。ソーシャルディスタ ンスを確保しつつも、適切な支援につなげることが不可欠です。 つきましては、４月１７日に発出された通知「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について」に基づき、市町村及び相談支援事業所が確実に疲弊状態にある知的障害児者のいる世帯を把握し、必要な支 援へつながるようにしてください。特に、障害児者と家族の孤立防止については、平成２４年（２０１２年）に札幌市や東京都立川市などで発生した知的障害児者の孤立死を契機として、本会が強い危機感を もって取り組んできた経緯があります。背景は大きく異なりますが、新型コロナを理由 とする孤立死が起きないよう、本会としても必要な支援に取り組んでまいりますので、 国においても十分な対応をお願い申し上げます。
2. 特別定額給付金の確実な申請と支給　早ければ５月上旬から給付が始まる「特別定額給付金」は、国民１人当たり１０万円 を給付するものであり、当面の生活保障を考えると極めて重要です。しかし、給付には 申請手続きが必須であり、単身あるいは知的障害者のみの世帯では申請支援が求められ ます。また、高齢の保護者と知的障害児者のみで暮らしている世帯（いわゆる８０５０ 世帯、老障介護世帯）においても、同様の申請支援が必要と思われます。 つきましては、４月１７日に発出された通知「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について」及び令和２年度補正 予算案に盛り込まれている「在宅障害者等に対する安否確認等支援事業」に基づき、知 的障害児者の属する世帯が特別定額給付金の申請から漏れることのないよう、都道府県、 市町村へ通知してください。こうした取組みが、上記の孤立防止にもつながると考えます。（別添の総務省向け要望書もご参照ください）
3. 在宅での支援が困難な場合の対応 新型コロナの影響が知的障害児者の生活にも及ぶことは避けられませんが、障害特性 を考えると可能な限り安定的な日常生活が送れるような支援が必要です。つきましては、４月７日に発出された通知「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事 業所の対応について」に基づき、在宅における「できる限りの支援」だけでなく、在宅 支援がどうしても難しい場合における通所対応（人数、時間等を限定して事業所において支援する対応）を積極的に検討するよう、改めて市町村及び支援事業所へ依頼してく ださい。
4. 分かりやすい情報提供 新型コロナの特性を踏まえると、知的障害児者もウイルスの特徴、全国や自分が住んでいる地域の状況などを把握した上で、すべきこと、すべきでないことを理解すること が求められます。また、万一新型コロナが疑われる時にはどうするのか、陽性が確認された場合にはどうなるのか・・などの情報について、知的障害のある人にも理解できるような情報提供が必要です。本会においては、４月１２日にホームページへ「新型コロ ナウイルスに かからないように するために」という知的障害児者向けの啓発リーフレットを公開したところです。 つきましては、国としても本会や関係団体と連携し、少しでも知的障害児者が理解で きるような新型コロナに関する情報提供を推進してください。
5. 本人の入院、家族の入院などの際の支援体制 本会に寄せられる不安の多くが、新型コロナ関係の支援体制に関することです。特に 知的障害児者の場合には、「本人が罹患（自宅・軽症者施設・入院）」「家族が罹患（自 宅・軽症者施設または入院）」「家族が要経過観察」といったさまざまなケースごとに異 なる支援が必要となります。中でも、本人が罹患した場合の医療提供体制と、家族が罹患した場合の本人支援体制が不安の中心となっています。 つきましては、４月１４日に発出された通知「新型コロナウイルス感染症に対応した がん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」に基づき、知的障害児者に対する新型コロナ対応の医療提供体制、とりわけ実際の対応はケースバ イケースだとしても、基本的な対応方策（プロトコル）が確立されるよう、都道府県に 要請してください。
6. 障害者差別や事業所に対する風評被害の阻止 新型コロナは障害の有無に関わらず誰もが罹患する

可能性があります。その意味でも、 治療に際して知的障害や自閉症であることを理由とした治療の遅延や優先順位の優劣 といった差別は絶対に認められません。現時点ではそのような報告はありませんし、今 後もないことを確信しておりますが、ぜひ平等な取扱いの徹底をお願い申し上げます。また、残念ながら新型コロナの罹患者が発生した障害者支援施設などが、公衆衛生の 観点から事業所名等を公表する事案があり、本会としても高く評価しています。しかし、そうした事業所に対し、いわゆる風評被害や心ない非難が寄せられているとの報道に接 し、事業所名などの公表をためらう心理が働くことを懸念しています。 つきましては、これまでの通知では特段の対応が示されておりませんので、ぜひとも 都道府県、市町村に対して感染発生を公表した事業所に対する風評被害の阻止徹底を通知してください。

7. 感染発生後の機能維持 特に入所施設やグループホームなどの生活施設で万一の感染発生があった場合には、事業所の機能維持を図る必要があります。千葉県の北総育成園など先行事例においては、行政や同一法人・近隣法人から応援職員派遣、動線の分離や手洗い、手指消毒といった 施設内における感染拡大防止の徹底、軽症者については居室を病室扱いとして医師が診療するといった柔軟な取扱いがなされたとのことです。 また、物理的ゾーニングを実施するため、近隣のアパートなどを緊急に借り上げ、罹 患者、濃厚接触者、それ以外の者を分けて支援するという手法や、施設のホールなどに テントを設営してゾーン分けする手法などを検討しているケースもあります。 つきましては、新たに感染発生後の機能維持に関する通知を発出するとともに、物理 的ゾーニングに資する取組みへの財政支援および都道府県・市町村によるゾーニング用 物件の借上げや提供などについて検討してください。また、あわせて小規模法人においては借上げ等が即応できない可能性が高いため、ゾーニング用物件を行政が借り上げて提供する仕組み（もしくは公営住宅の空き部屋を提供する仕組み）についても検討して ください。

以上

● 厚生労働省雇用対策課

厚生労働大臣　加藤　勝信様

記

1. 新型コロナを受けた障害者雇用対策について新型コロナの拡大を受け、全国的に雇用の不安定化が懸念されています。こうした景 気後退局面では、これまでも障害者雇用が縮小する事例が発生しており、本会にも先行 きに対する心配の声が寄せられています。 つきましては、厳しい状況にあっても障害者雇用が着実に推進されるよう、雇止めや 雇用縮小などに関する全国的な調査を実施した上で、新型コロナの影響により事業規模 が拡大する業態を中心として新たな障害者雇用が生まれるような対策を講じてください。

以上

● 文部科学省

文部科学大臣　萩生田　光一様

記

1. 学校休業中における好事例の水平展開　学校休業中における小学校・中学校（特別支援学校）や特別支援学校などにおける対 応については、本会から３月４日付けで「新型コロナウイルス感染症への対応に関する 緊急要望」を提出したところです。その後、各地の学校において感染防止対策を講じた 上でさまざまな取組みが展開されているとの報告が寄せられています。 つきましては、以下３点について可能な範囲で好取組を収集し、都道府県・政令市の 教育委員会へ情報提供してください。
   （１）学校の開設や自主通学の受入れ、教員の居宅訪問
   （２）特別支援教育に携わる教員の放課後等デイサービスなどへの応援
   （３）学校施設の開放
2. 特別支援学校高等部３年生への確実な卒業進路指導新型コロナの拡大防止を背景に、卒業進路を検討するために重要な進路先候補への実 習などが大幅に縮減している状況が報告されています。高等部における進路決定は人生 における大きな節目でもありますので、緊急事態宣言終了後などの機会を捉えて速やか に実習の再開など進路指導を実施するよう、都道府県・政令市の教育委員会へ通知してください。また、あわせて新型コロナの状況を踏まえ、少なくとも今

年度については年度を越えての進路先開拓や実習実施といった対応が図られるように進路指導の運用を改善してください。

3. オンライン学習環境を生かした在宅生活支援　新聞報道等によると、年度中には小中学生に１人１台パソコンを配備し、通信環境が 整っていない場合にはモバイルルーターを貸し出すなど、自宅でのオンライン学習環境 を整備する計画となっています。今後も通学が困難で自宅での生活が中心となる可能性がある中で、知的障害児に対する自宅学習の支援だけでなく、家庭内での過ごし方や体調管理のための体操等を配信することは、在宅生活の支援のみならず、学校休業中の支援を担う放課後等デイサービス や放課後児童クラブにも効果的と考えます。つきましては、トライアングル・プロジェクトの推進にも資する取組みとして、オンライン学習環境を生かした家庭内での過ごし方や体調管理のための体操等の配信を検討してください。

以上

● 総務省

総務大臣 高市 早苗 様

記

1. 申請期間の特例設定 総務省ホームページによると、申請期限は「各市区町村における郵送申請方式の受付 開始日から３か月以内」とありますが、単身または知的障害者のみで構成される世帯の 場合には、たとえ簡便な申請様式であったとしても、申請書の内容を分かりやすく説明 し、本人の申請意思を対面で丁寧に確認しなければ手続きを進めることができないケー スが多数存在します。また、高齢の保護者と知的障害児者のみで暮らしている世帯（い わゆる８０５０世帯、老障介護世帯）においても、同様の申請支援が必要と思われます。他方で、新型コロナの特性を踏まえると、市町村や障害児者相談支援事業所が上記の 知的障害児者世帯へ出向くためには感染防止策を練る必要があり、たとえば１回当たり の訪問時間を少なくして訪問回数を増やすことで対面時間を減らすといった対応を取った場合には申請支援に要する期間が延びることとなります。 つきましては、本人または家族が知的障害児者である場合（療育手帳や愛の手帳、緑 の手帳で確認可能）、通常の申請期間（３か月）を少なくとも「６か月」まで延長して ください。その間に、厚生労働省が４月１７日に発出された通知「在宅の一人暮らしを はじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について」及 び令和２年度補正予算案に盛り込まれている「在宅障害者等に対する安否確認等支援事 業」に基づき、知的障害児者の属する世帯が特別定額給付金の申請から漏れることのないよう、取り組んでいただくことを想定しています。
2. 分かりやすい情報提供の徹底 給付金は郵送手続きが中心になることも踏まえ、個別の申請支援とあわせて、知的障 害児者にも分かりやすい、平易な日本語でイラストや写真を中心とした情報提供が必要 と考えます。このことは、知的障害児者だけでなく、児童や外国籍住民等にも有効です。 つきましては、本会など関係団体と連携して、申請手順を分かりやすく示すとともに 詐欺被害防止の啓発を兼ねたリーフレット（いわゆる「分かりやすい版リーフレット」） を早急に作成して公開してください。なお、本会においては、４月１２日にホームページへ「新型コロナウイルスにかからないように するために」という知的障害児者向けの啓発リーフレットを公開したところです。
3. 虐待による施設入所などの状態にある障害者への対応　障害者虐待によって自宅での生活が困難になり、施設やグループホームなどに措置されている障害者の多くは知的障害です。こうした障害者への給付金支給申請を虐待して いた家族が行うことは、さらなる経済的虐待を引き起こす可能性が高く、障害福祉サー ビス事業者などの支援により、確実に本人へ給付される必要があります。このことは、行政措置の発動だけでなく、市町村が調整の上で任意に家族と障害者本人を分離した際 にも同じことがいえます。 ４月２７日事務連絡「虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢 者に係る特別定額給付金関係事務処理について」において、施設等に入所などへ措置されている障害者等にについて運用指針が示されましたが、「措置入所等障害者」の範囲 が、いわゆる「やむを得ない措置」に限定されています。障害者虐待の事案ではいわゆる「やむを得ない措置」でなくとも、市町村の調整により、任意で障害者と養護者を分離するケースもあります。 市町村の判断で、経済的虐待等があって入所施設やグループホーム、短期入所などを 利用している障害者についても、その養護者から申請があった場合であっても当該養護 者には支給せず、当該障害者に支給できるようにするといった柔軟な対応ができる旨、市町村に対して明示していただくよう、お願いいたします。

令和２年５月１日付で、名古屋市の日中一時受入事業が拡充されました

日中一時受入事業は、一時的に日中施設等で過ごすことのできる名古屋市の地域活動事業です。令和２年５月１日より、事業が拡充されました。

名古屋市健康福祉局通知より

1. 拡充の目的　社会資源の乏しい夕方時間帯等の利便性の向上を図るため、日中一時受け入れ事業の実施場所に生活介護事業所を加えるとともに、同一敷地内連続利用も可能とするなど、障害児(者)の更なる福祉の向上を図るもの。
2. 拡充内容
   (1)実施場所の拡充　日中受け入れ事業を行う事ができる事業所に市内の生活介護事業所を加えます。(ただし、当該生活介護事業所の営業時間外に限るとともに、生活介護事業所の人員とは別に日中一時受入支援員を置く等、一定の要件があります。)
   (2)同一敷地内連続利用の実施　日中一時受入事業所と同一敷地内にある日中活動系事業所(障害児通所支援事業所を除く)を利用する者が、同一日に当該日中一時受入事業所を利用すること(同一敷地内連続利用)を可能とします。(ただし、当該日中活動系事業所の営業時間外に限ります。)
   (3)事業者の登録期間の自動更新化　日中一時受入事業者の登録期間について、短期入所事業所又は生活介護事業所に係る指定期間が更新されたときは、日中一時受け入れ事業者の登録期間も、更新するものとします。

日中一時受入事業を利用すれば、生活介護事業所をご利用の方が事業終了時間後、引き続きその事業所で支援を受けることができるようになりました。しかし、受け入れる事業所側に、別途、支援員を用意するなどの要件があり、また、新型コロナウィルス感染拡大の状況下、なかなか実施が難しいのが現状です。

詐欺にご注意！

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急対策としての

特別定額給付金(１人10万円)の申請がはじまります

1. 給付金の申請・受領　世帯を代表して、世帯主が申請し、給付金を受け取ります。
   - 申請した世帯主の銀行口座に振り込まれます。世帯主は家族の給付金を代表して受け取る仕組みですので、ご家族に分けてください。
   - 障害のあるご本人を世帯分離している場合は、ご本人分はご本人宛に届きます。
   - 世帯主が申請できない場合、代理申請・受領ができます。
   - 対象となる方は、４月27日の時点で、住民基本台帳に登録している方。
2. 申請方法

   ① オンライン申請　世帯主がマイナンバーカードをお持ちの場合、オンライン申請ができます。その場合、ご家族の中に、マイナンバーカードをお持ちでない方がいても申請できます。名古屋市ではすでにオンライン申請が始まっております。

   ② 郵送による申請　マイナンバーカードを持っていない方、マイナンバーカードを持っていてもオンラインでの申請ができない方は、市町村から届く申請用紙を郵送してください。
   - 添付する書類　世帯主の本人確認書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・愛護手帳等のいずれかの書類)のコピー。世帯主の銀行口座を確認する書類(通帳・キャッシュカードのいずれか)のコピー。
   - 申請期限　令和２年９月１日(火)消印有効。名古屋市では５月下旬から発送予定。
   - ４月27日以降に転居など、４月27日時点の居住地から離れている場合は、郵便物の転送の届けを出しておいてください。

お問合せ　名古屋市特別定額給付金コールセンター

電話番号：050－3085－7656　(対応時間：午前９時から午後５時30分)

令和２年度　４学習部会の年間予定のお知らせ

今年度の学習部会計画は、新型コロナウイルス感染症が拡大する一方の２月、各部会担当者が前年の学習を踏まえ企画立案いたしました。

新年度より順次計画に沿って実施していく予定にしていましたが、国の緊急事態宣言の発出があり、今はまだ『密閉』『密集』『密接』を避けなければならない状況下にあり、部会を開くに至っていません。緊急事態宣言は一部解除とはなりましたが、会員の皆さまにはこの状況をご理解いただき、今はコロナウイルス感染終息を願って、自粛をしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

部会の計画は、状況に応じて変更になりますので、ご留意ください。

そだつ・はたらく部会

日　時	内　容	ところ
8月未定 10:00～12:00	「進路選択のために家庭で取り組むこと・知っておきたいこと」 進路としての福祉の学習	手をつなぐ育成会福祉会館 3F ホール
8～9月	夏期ティー＆トーク	いこいの家３か所
10月	事業所の見学会　予定	
11月	権利擁護委員会・研修委員会・学習部会との合同研修に参加	
11月未定 10:00～12:00	「家庭での金銭教育」　こどもに使うお金・こどもが使うお金 こどもにお金の管理を教えるために　講師協力・Pro-Lab.	手をつなぐ育成会福祉会館 3F ホール
1～2月	冬期ティー＆トーク	いこいの家３か所
2月未定 10:00～12:00	「家庭での性のお悩みについて」学習会とお悩み相談会	手をつなぐ育成会福祉会館 3F ホール

※昨年度延期したアンガーマネジメントと性教育の講座を開催予定です。

くらす・こうれい部会

6月24日（水）	今年度の予定 エンディングノートを今年も書こう！（書き加え、見直しなど）
5月又は6月未定	まもる部会と合同で、昨年度コロナウイルスで中止となった「名古屋市仕事暮らし自立サポートセンター金山」の施設見学を行う予定です。
7月未定	研修委員会の研修に参加
8月26日（水）	施設見学　「本人・家族の高齢化に伴う暮らしを支える」
10月28日（水）	健康体操 大西直美先生による健康体操
11月25日（水）	親亡き後の暮らしについて
1月27日（水）	新年会 今年度の反省と来年度の予定
3月未定	まもる部会と合同

まもる部会

日　　程	目　　標	テ　ー　マ
定例会 第１回　６月２５日(木) 第２回　８月２７日(木) 第３回１０月２９日(木) 第４回１２月１７日(木) 第５回　２月２５日(木)	生活支援ノートの作成	①本人の特性に配慮した支援の多様な情報提供 ②本人の暮らしに必要な制度や地域資源を学ぶ 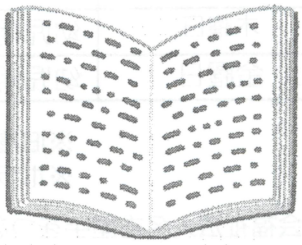
５月又は６月未定（くらす・こうれい部会とのコラボ）	福祉（障害・介護）及び生活困窮者支援の現場を学ぶ	①青年期を過ぎた本人の自立・暮らし・仕事 ②８０５０問題を考える
７月　未定	未定	研修委員会の研修に参加
３月　未定	本人が自立して地域で安心して暮らす	「地域生活支援拠点」について

支援プロジェクト部会

内　　容	目　　標	日　程	場　所
知的・発達障害擬似体験	地域の方への知的・発達障害の理解を進める	７月か10月 ８月１日(土) １月13日(水) 随時	天白区 名東区 東区 未定
知的・発達障害擬似体験ファシリテーター養成研修	知的・発達障害擬似体験実施者の養成	随時	未定
知的・発達障害擬似体験パンフレットの作成	知的・発達障害擬似体験を地域で実施するための広報ツールの作成		
「こんなときどうする？」の啓発活動	地域の方へ、障害特性に応じた合理的配慮の提供をわかりやすく啓発		
家族支援プロジェクト 障害認識プロジェクト	本人の障害特性や別の人格であることを理解する家族や支援者が自分自身を見つめなおす		

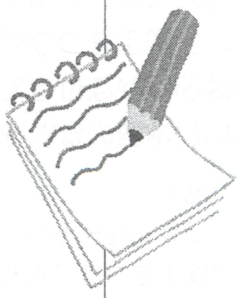

名古屋手をつなぐ育成会生活支援センター相談事業のご案内

☆育成会相談室　悩みご相談のある方ご利用ください。電話相談もしくはお電話の上ご来館ください。

生活支援センター長　山嵜　梅治		
曜　日	相　談　受　付　内　容	担　当　者
月曜日	就労生活相談、生活等相談、権利擁護の相談	木崎　真理子
火曜日	成年後見・権利擁護の相談、生活等相談	永田　さよ子
水曜日	就労生活相談、生活等相談	綱木　みどり
木曜日	幼児期・学齢期の相談、生活等相談、権利擁護の相談	山口　美佳
金曜日	幼児期・学齢期の相談、生活等相談	濱田　智恵実

※旧優生保護法に関する相談も受付けています。
※ボランティアをやってみたい方の相談も受け付けています。お気軽にどうぞ。

社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会　事務局
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮四丁目４番５号
TEL(052)671-6211（代）Fax(052)671-6214

中川区障害者基幹相談支援センター　お気軽にのぞいてみてください。（市内どこからのご相談も受付けます。）開設日・時間　月～金曜日　第４土曜日　（９時～１９時）
〒454-0869　名古屋市中川区荒子一丁目141-1　奥村マンション1階
TEL(052)354-4521（直）　Fax(052)354-2201
地下鉄東山線高畑駅3番出口徒歩８分・あおなみ線荒子駅下車西へ徒歩８分

今年もフラダンス講座、クッキング講座、ピアカウンセリング講座・勉強会、生活なるほど講座を計画し、受付も開始しています。しかし新型コロナ感染の中、5月から始まる予定であったフラダンス講座は中止させていただくことになりました。さらに新型コロナ禍の状況はいまだ衰えることなく、市営施設の休業延長など周囲の状況も厳しい現状が続いています。こうしたなか安全を最優先に考え、大変申し訳ありませんが、各々の講座の開催を当面の間、見合わせていただきたいと思います。

尚、申し込みは中川区障害者基幹相談支援センターで、引き続きお受けしております。開催の目途が立ちましたら、年間申し込みをされた方にご連絡させていただきます。

行って見て聞いて　Information

障害のある人にもコロナウイルスについてわかりやすく説明されている資料が提供されているのを知っていますか。ドラえもんチャンネルでおうちにいる時間が長くなっても、ドラえもんといっしょに楽しいことを考えて過ごせるように「STAYHOMEプロジェクト」を実施しています。全国手をつなぐ育成会連合会や多文化共生ポータルサイト、NHKよりはふりがな付きで新型コロナウイルスやその対応が書かれているやさしい日本語の資料を提供しています。ぜひご覧ください。

（参考）
ドラえもんチャンネルSTAYHOME：https://dora-world.com/stayhome
全国手をつなぐ育成会連合会：http://zen-iku.jp/info/3728.html
多文化共生ポータルサイト：http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114517.php
NHK：https://www3.nhk.or.jp/news/easy/k10012293221000/k10012293221000.html

各区・各会

中川区手をつなぐ育成会

防災セミナーから得たものとは・・・

2月26日(水)中川区役所第2会議室にて開催。はじめに「避難勧告等のガイドライン」の改定に関する内容等解かり易くお話しいただき参加者のキモチに寄り添う雰囲気に皆さんの表情はとても穏やかでした。後半は２０１６年4月１４日震度７を観測した熊本地震について死者２７３名（直接死５０人、関連死２１８名）避難者数１８３，８８２人でした。最も着目すべき“震災関連死”（避難生活によるストレスや持病の悪化などで死亡）特に静脈血栓塞栓病（エコノミークラス症候群）などによる車中泊後の死亡者３３人。熊本の避難所では長引く生活の中、避難所の運営における理念〈基本的な考え方〉として①避難所は避難者による自主運営。②全員で協力し、お互いに助け合い運営に取り組む。③要配慮者への配慮や男女平等参画の視点を取り入れた避難所づくりに取り組む。兼ねてより総務課の方と共に実現を願っていた企画が満を持して念願が叶いましたのは何より総務課の皆さんによる心強いサポート無くしては達成されなかった事でしょう。この場をお借り致しましてお礼申し上げます。今後も様々な専門分野の方々とネットワークの繋がりを広げていきたいと思います。　中川区育成会　会長　高橋　三佐登

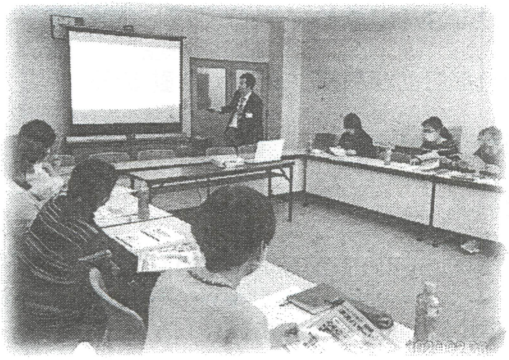

「安心してくつろぎ休む事ができるホームです」

わかみずグループホーム

しみずホームはマンションの二階フロア全てがホームとして利用されており、各居室がワンルームマンションの形態になっているので、入居されている皆さんはかなりプライベートを満喫できていると思います。各自が部屋の鍵を持ち、自由に出入りできるのはメリットですが、反面世話人には、いつ出かけているのかが分かりにくいという面もありますが....。食事時には世話人部屋に皆さんが集まってきて、ワイワイと食事を囲む1番楽しい時間です。しかし、食べ終えるとすぐに自分の部屋に戻ろうとする方も見えるので、様々な理由をつけて少しでも皆で過ごす時間を持てるようにしています。最近は有志の方々で夕食後に散歩に出かけ、コミュケーションを図りつつ運動も兼ねる、という事もしています。「寝る前に運動して、夜よく眠れるわ。」との声も聞かれています。このようにして日中それぞれの場所で働いてきた皆さんが、安心して、くつろぎ、休む事ができる、そんなホームでありたいと思います。　しみずホーム　世話人　上中　信

本人参加のページ

瑞穂区手をつなぐ育成会

嗚呼　コロナ騒動

瑞穂区育成会の定例会にて、コロナの話題になり～

◇Yちゃん、葬儀会館で今お葬式できるの？◆やってるよ。今までトイレの掃除が仕事だったんだけど、消毒の仕事も増えて忙しくなってる。毎朝体温を測って報告してるしね。

◇H君のところはどう？◆レンタルビデオの仕事だけど、接客ではなくて清掃の方だから大丈夫みたい。大変な状況だということは分かってるみたいで、マスクはきちっとつけてる。でも、外出は気にせず出かけてしまっている。◆Kさんのところは4月、5月と毎朝の体温を記入したものを会社に持っていくんだけど、6月になればコロナはなくなると思っているみたい。それと家族旅行や毎月の青年教室、デイサービスなど、定期的な外出が全て中止になったでしょ、自閉傾向の子だから予定されたものが崩れるとイライラしてくるみたい。◆感染者が出たわけではないけど、クリーニングの仕事も減っているようで、Mさんは今日は休むようにと会社から言われたことがある。◆主人の勤める高速道路の料金所で、別の子会社の方に感染者が出たので、家族で自宅待機にし、私は区長要望も欠席したんだけど、Aさんは我慢できなくて、出かけてしまったのよ。

◇ついでに私はというと、布マスクを作ったり、１０何年かぶりで編み物したり…。あと袖１本で完成するけど真夏になるかも知れない。それと中止にしたので総会の挨拶を考えなくて済んだことだけはよかった～？

瑞穂区手をつなぐ育成会会長　宮地

例会のお知らせ		
	6月	7月
支部活動対策部	2日(火)　予定	7日(火)予定
そだつ・はたらく部会	未定	未定
くらす・こうれい部会	24日(水)　予定	未定
まもる部会	25日(木)　予定	未定
支援プロジェクト部会	未定	未定
会長会	18日(木)　10：30～	16日(木)　10：30～
広報啓発委員会 会報編集	原稿締切　6月　5日(金) 編集会議　6月　9日(火) 編集・校正　6月11日(木)	原稿締切　7月　3日(金) 編集会議　7月　6日(月) 編集・校正　7月　9日(木)

表紙について　「　ぼくの好きなこと　2　」
スウェーデンししゅうたのしいです。
ー　守山区育成会　松本　裕貴　さん　ー

◎ 物品寄贈

(株)北見式賃金研究所（所長 北見昌朗）様

不織布マスク５００枚

４月＊名古屋手をつなぐ育成会会議等

3日(金)・青年教室申込み受付　於第１会議室

＊名古屋手をつなぐ育成会会議等

1日(水)・辞令交付式　於３階ホール

2日(木)・学習部会議　於第１会議室

3日(金)・大会誌編集委員会　於第１会議室

6日(月)・広報・啓発委員会　於第１会議室

9日(木)・広報・啓発委員会　於第１会議室

20日(月)・大会開催委員会　於第１会議室

28日(火)・センター長・管理者会議　於第１会議室

＊本部、16区支部連携事業

「総会」

23日(木)・港区育成会　於作業所きらり

・サポートセンターbeing若水

於サポートセンターbeing若水

24日(金)・サポートbeing緑親　於サポートbeing緑親

＊各区・各会行事

6日(月)・名東区育成会　総会打ち合わせ

於名東区社会福祉協議会ボランティアルーム

29日(水・祝)・港区育成会　たまねぎの収穫

於東海市の畑

正会員・賛助会員を募集しています

入会者には毎月会報をご送付します。

【正　会　員】

1. 本人・保護者会員＝知的障害のある本人、保護者で本法人の趣旨に賛同し本部会費(月額500円)と支部(各区・本法人外施設)会費を納入した方。
2. 施設利用者会員 ＝本法人施設利用の保護者又は保護者のいない本人で本法人の趣旨に賛同し、施設利用者本部会費と支部(区支部と本法人運営施設支部)の会費を納入した方。
3. 役員・職員会員＝本法人役員・職員で本部会費(月額500円)を納入した方。
4. 地域賛同者＝本法人の趣旨に賛同し本部会費(月額500円)を納入した方。

【賛 助 会 員】本法人の趣旨に賛同し、財政援助(年額3,000円以上)をされた方。

【特別賛助会員】本法人の趣旨に賛同し、財政援助(年額1口 5,000円)を2口以上された方。

振込先:郵便局　口座番号:00850-5-53143

加入者名:社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会

ーお問い合わせ先ー　TEL052-671-6211

社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会　事務局

この印刷物は
共同募金の配分を受けて
作成したものです

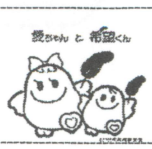

しんがたコロナをたいじ！まけない！

ふせぐ

コこまめに手をあらって

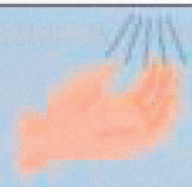

ロくちとはなはできるだけかくして

ナなるべく（1~2m）ひと人とのきょりをあけて

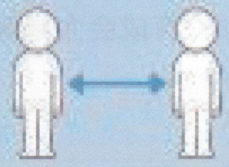

くあいがわるいとき

たたいちょうがわるいときはやすんでOK

いいえからでなくてもいいならそれでOK

じじぶんでわからないときはそうだんしてOK

まいにちのせいかつ

ままどをあけてくうきのいれかえをする

けけんおん（ねつをはかること）する

なながいたたかいになるかもでもたいじできる

いいっしょにすんでいるひと人にねつがあったらへやをわける

国立障害者リハビリテーションセンター　発達障害情報・支援センター　発達障害等のある方に向けてのチラシより